

令和 5 年 度 事 業 計 画 (案)

自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 3 月 3 1 日

第 1 各会議の開催と出席

1 総会・理事会等の開催

- (1) 令和 4 年度事業報告、収支決算、その他重要事項を審議するため、令和 5 年 6 月 16 日（金）に定時総会を開催する。なお、臨時総会は必要に応じて開催する。
- (2) 理事会は、年度末及び総会前、その他必要に応じ随時開催する。
- (3) 各委員会等は、必要に応じ随時開催する。

2 全警協・九警協の総会等への出席

(1) 全国警備業協会関係

- | | |
|------------|------------|
| ア 定時総会 | (6 月 7 日) |
| イ 専務理事会議 | (7 月 6 日) |
| ウ 警備の日全国大会 | (11 月 2 日) |
| エ 事務担当者会議 | (未定) |

(2) 九州警備業協会関係

- | | |
|----------------|--------------|
| ア 定時総会 | (6 月 28 日) |
| イ 理事会 | (11 月 ~ 佐賀県) |
| ウ 専務理事・事務担当者会議 | (令和 6 年 2 月) |

第 2 警備業務の適正化活動の推進

- 1 警備業の諸問題について、全国警備業協会及び警察等関係機関・団体と連携を図り、業務運営の適正化を図る。
- 2 「警備業における適正取引推進等に向けた自主行動計画」を実践・定着させるとともに、警備業務発注者への働き掛けを積極的に行って、適正な警備料金の確保に努める。
- 3 慢性化している警備員不足について、ハローワーク等関係機関・団体との連携強化を図って対応する。
- 4 「警備業経営者のための倫理要綱」を実践するための経営者研修会を実施する。
- 5 暴力団等反社会的勢力排除対策の推進
警察本部及び暴力追放センター等と連携して、反社会的勢力排除対策に関する各種対策を推進する。
- 6 警備業務の適正化を確保するため、業務に関する相談・苦情を的確に把握するとともに、対応措置結果等を明確化する。

第3 教育事業の推進

警備員の知識、技能の向上を図り、もって警備業務の実施の適正を推進するため、次の教育事業を効果的に推進する。

1 警備員指導教育責任者講習等

(1) 警備員指導教育責任者等講習の実施

ア 新規取得(1号、2号、3号、4号)

イ 追加取得(1号、2号、3号、4号)

ウ 機械警備業務管理者講習

(2) 講師研修会の開催

2 特別講習(事前講習)の実施

(1) 特別講習

ア 交通誘導警備業務1・2級合同開催 (4月)

イ 施設2級・貴重品運搬警備業務2級合同開催 (6月)

ウ 雑踏警備業務1・2級合同 (10月)

エ 交通誘導警備業務2級合同 (12月)

(2) 講師研修会の開催

3 指教責講習講師・特別講習講師の募集

第4 労働災害防止活動の推進

1 全国で発生した「警備員が関係する事故」が掲載されている新聞記事等を参考にして、具体的な労働災害防止対策を推進する。

2 警察及び宮崎労働局等と連携を図りながら、労働災害防止に努める。

3 全警協が主催する労働災害防止に関する論文、ポスター、標語の募集に積極的に応募して、安全意識の高揚を図る。

4 「宮警協だより」に労災防止に関する記事を掲載して発行し、必要な情報を会員に提供する。

第5 広報啓発活動の推進

1 「警備の日」(11月1日)の普及活動と定着化を図る。

2 協会ホームページの随時更新と積極的活用を図る。

3 協会機関誌「SUN MIYAZAKI」を発行し、関係機関団体に対して警備業界の情報を発信する。

4 「宮警協だより」を発行して、各種の広報啓発活動を推進する。

5 建設業界新聞等を活用した効果的な広報啓発活動を推進する。

6 青年部会によるボランティア活動による広報啓発活動を推進する。

第6 社会・地域貢献活動の推進

- 1 「宮崎県犯罪のない安全で安心なまちづくり県民会議」と連携した地域安全活動を推進する。
- 2 警備員による通常勤務を通じて、廃棄物不法監視活動や「SOSネットワーク」による高齢者保護活動を推進する。
- 3 「こども110番おたすけハウス」への支援活動を推進する。
- 4 災害・防疫等支援協定に基づく訓練・会議等への積極的な参加と「宮崎警協支援隊」の体制強化を図る。

第7 教育教材等の斡旋等

警備業務及び警備教育活動に必要な図書・教材、並びに資格者バッジ等の紹介・斡旋事業を推進する。

第8 優良警備員等の表彰

表彰規程に基づいて各種の表彰を実施して、士気の高揚を図る。

第9 その他の事業

- 1 協会への新規会員加入の促進
業界の信頼性を高め、業務の適正化と一体化を図るため、未加入業者の協会入会を積極的に推進し、会員拡大を推進する。
- 2 慶弔・傷病に対する表意
協会慶弔・見舞い金等規程に従い、慶弔の表意及び見舞いを行う。
- 3 各種親睦行事の実施
会員相互の親睦を図るため、各種親睦行事を実施する。
- 4 福利厚生に関する事業者の紹介

第 10 令和 5 年度 行事計画

月 別	一 般 行 事	講 習 関 係
4 月	・ 春の全国交通安全運動(6～15)	・ 交通誘導警備 1・2 級合同 事前講習(22・23) 特別講習(29・30)
5 月		・ 施設・貴重品警備 2 級合同 事前講習(27・28)
6 月	・ 全国警備業協会定時総会 (7) ・ 宮崎県警備業協会定時総会(16) ・ 経営者研修会(総会終了後) (16) ・ 九州地区警備業協会連合会定時総会 (28)	特別講習(3・4)
7 月	・ 全国警備業協会専務理事会議 (6) ・ 夏の交通安全県民総ぐるみ運動 (11～20)	・ 指教責 新規 1 号(3～13)
8 月		・ 指教責 新規 2 号(1～8)
9 月	・ 秋の全国交通安全運動(21～30)	・ 指教責 新規 3 号(7～14) ・ 指教責 新規 4 号(25～10/2) ・ 雑踏警備 1・2 級合同 事前講習(23・24)
10 月		特別講習(7・8) ・ 指教責 追加 1 号(10～13) ・ 指教責 追加 2 号(23～25)
11 月	・ 「警備の日」キャンペーン (1) ・ 「警備の日」全国大会 (2) ・ 九州地区警備業連合会理事会 (佐賀県)	・ 指教責 追加 3 号(8～10) ・ 指教責 追加 4 号(20・21) ・ 交通警備 2 級 事前講習(25・26)
12 月		特別講習(2・3)
1 月		・ 機械警備業務管理者講習 (15～18)
2 月	・ 九州地区専務・事務担当者会議(2) ・ 全国警備業協会事務担当者会議	
3 月		